2　ハノイ市環状三号線整備計画（マイジック―タンロン南間）	二百五億九千百万円	コンサルタントに対する支払部分	一・四	十年の据置期間の後二十年	十年
3　ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設計画（第三期）	二百六十億六千二百万円	コンサルタントに対する支払部分	〇・一	十年の据置期間の後三十年	七年
		コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
総　額	五百四十一億六千八百万円				

（ベトナム側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をベトナム社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十五日に東京で

ベトナム社会主義共和国
計画・投資大臣　ブイ・クアン・ヴィン

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

○外務省告示第八号

平成二十五年十二月十八日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　粗信仁在モルディブ大使

モルディブ側　アブドゥッラ・アミーン大統領府付大臣

平成二十六年一月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第九号

平成二十五年十二月六日にディリで、ブルト灌漑施設改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ブルト灌漑施設改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億九千九百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　花田吉隆在東ティモール大使

東ティモール側　ジョゼ・ルイス・グテレス外務・協力大臣

平成二十六年一月九日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○農林水産省告示第三十九号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

㈠　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格　四二五円

安定上位価格　五七〇円

㈡　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格　三九五円

安定上位価格　五三〇円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格　八五〇円

安定上位価格　一、一〇五円

○農林水産省告示第四十号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十六年度の肉用子牛の保証基準価格を次のように定めたので、同条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

肉用子牛の保証基準価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	保証基準価格
黒毛和種	一頭につき、三二九、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三〇〇、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、二一五、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、一二八、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一九五、〇〇〇円

○農林水産省告示第四十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第二項及び肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和六十三年政令第三百四十七号）第二条ただし書の規定に基づき、肉用子牛の合理化目標価格及びその合理化目標価格の決定の単位となる期間を次のように定めたので、同法第五条第八項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　肉用子牛の合理化目標価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

品種	合理化目標価格
黒毛和種	一頭につき、二七五、〇〇〇円
褐毛和種	一頭につき、二五三、〇〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一四五、〇〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八七、〇〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一四三、〇〇〇円

二　一の合理化目標価格についての肉用子牛生産安定等特別措置法施行令第二条ただし書の農林水産大臣が別に定める期間は、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。